

# 平成 29 年度 山口県医師会男女共同参画部会総会・講演会

と き 平成 30 年 3 月 11 日 (日) 14:00 ~

ところ 山口県医師会 6 階大会議室

報告：山口県医師会常任理事 今村 孝子  
印象記：男女共同参画部会部会長 黒川 典枝  
山口県医師会理事 前川 恭子

3 月 11 日 (日) に 12 回目となる男女共同参画部会総会が開催された。

最初に山口県医師会の河村康明 会長、つづいて男女共同参画部会の黒川典枝 部会長が挨拶をされた。総合司会は湧田真紀子 部会理事。

## 議事

黒川部会長より (1) 平成 29 年度事業報告、(2) 次期役員選出、(3) 平成 30 年度事業計画について説明し、出席者全員の挙手により承認された。

### (1) 平成 29 年度事業報告

#### ①女性医師が働き続けるための支援

- ・勤務医支援：県内病院女性勤務医ネットワーク

本部会の活動内容や勤務継続に有用な各種情報を発信。29 年度は 108 病院の登録があり、女性医師総数はのべ 459 名 (常勤 242 名、非常勤 217 名)。

- ・子育て支援：保育サポーターバンクの運営  
活動中サポーター 35 名  
利用中医師 24 名  
支援を受けた医師 60 名

#### ②女子医学生キャリアデザイン支援

- ・女子医学生インターンシップ  
39 施設 66 名の女性医師から受け入れの登録があり、参加女子医学生は 34 名。

#### ③山口県内女性医師の連携

- ・男女共同参画・女性医師部会地域連携会議  
県内 12 郡市 (9 部会) と各郡市の活動

報告及び意見交換。ホームページ内に各部会の活動報告を掲載。

#### ④広報活動

- ・山口県医師会のホームページ内に「やまぐち女性医師ネット (Y-Joy Net)」を作成し、適宜情報更新。

#### ⑤介護支援

- ・ホームページの「介護に困ったらここ 介護保険情報」の更新。

### (2) 次期役員選出

退任：山口大学医師会 徳田信子 理事

### (3) 平成 30 年度事業計画

#### ①女性医師が働き続けるための支援

- ・勤務医支援：女性勤務医ネットワーク連絡係の更新
- ・育児支援：保育サポーターバンクの運営・充実・広報、『保育サポーター通信』(第 9 号) の発行、保育サポーター研修会 (第 10 回) の開催

#### ②女子医学生キャリアデザイン支援

- ・女子医学生インターンシップの実施

#### ③山口県内女性医師の連携

- ・男女共同参画・女性医師部会地域連携会議の開催
- ・ホームページの「郡市医師会内の女性医師部会」の更新

#### ④広報活動

- ・ホームページの充実・更新

## ⑤介護支援

- ・ホームページの「介護に困ったらここ 介護保険情報」の更新

[文責：今村 孝子]

## 特別講演

## まだまだ知られていない臨床法医学の仕事

山口大学大学院医学系研究科法医学講座

准教授 高瀬 泉

今回、あまり耳なじみのない「臨床法医学」に関して、山口大学大学院医学系研究科法医学講座准教授の高瀬 泉先生にご講演いただいた。

## ○法医学を選んだ理由

開業医であった祖父と警察官であった父親の影響を受け、医学と法律に興味をもったが、先に体力の必要な医学の道へ進んだ。法医学であれば、医学と法律の両者が学べると考え、法医学を専攻した。産婦人科での研修を経験し、大学院での研究は、日本における「強かん」の被害者への対応—医療者および警察官からみた現状および問題点—であった。また、生きている人たちに還元できる法医学の仕事を目指した。

## ○法医学教室での仕事内容

大学での仕事は、実務・研究・教育・運営と多岐にわたるが、実務（社会貢献）としては、法医解剖・生体鑑定・写真鑑定などがある。山口大学では年間 170～180 件の法医解剖を行っている。また、東日本大震災の際には、法医学会から派遣され、3 回岩手県へ出向いて多くの法医解剖を行った。

## ○臨床法医学とは

臨床法医学とは、虐待や性暴力などによる被害者、交通事故や労働災害の患者など法的手続きを必要とする者に医学的な視点から指導及び助言をするものである。海外では従来の法医学と同様広く行われているが、日本で携わっているのは数名程度である。一方、児童虐待は増加し続けており、平成 28 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、122,578 件であった。現在、「家庭内の

軽微な損傷で重篤な頭部損傷は起こるか？」というテーマで医学部内及び医工連携プロジェクトの研究を予定されている。写真鑑定の難しさにも言及され、法医学者ならではの見方を示された。また、写真鑑定を頼む時は、「ものさし」になるものを入れてほしいと参加者に注意喚起された。子どもの性的虐待に関しては、膣内異物・外陰部所見・処女膜の所見・性感染症に関して説明された。「中立公正、罪を見逃さず、さらなる被害者をつくらない」「医療者として、子どもの安心・安全を最優先に、検査・診察等を適切・的確に行うことでその役割を果たしていきたい。」というこゝろが印象的であった。

## ○性暴力救援センター・大阪 (Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka SACHICO)

国連は、性暴力に関して以下のように勧告している。「性暴力の被害者が、国の費用により、妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症の治療、負傷の治療、被害後の予防およびカウンセリングを含む包括的かつ総合的なサービスに速やかにアクセスできるよう規定すべきである。および、このようなサービスへのアクセスは、被害者への警察への被害の申告の有無を条件とするものではないことを規定すべきである。」このような趣旨のもと、2010 年 4 月に阪南中央病院内に設置されたのが SACHICO である。そこでは、24 時間支援員が常駐し、ホットラインなどで相談に対応しており、産婦人科の医師も 24 時間対応している。高瀬先生は法医学者として証拠採取に関して協力されており、他にカウンセラー、弁護士、ケースワーカー、精神科医師、小児科医師など多職種で連携して対応している。同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力として認識されている。年間 100 人程度の相談があり、未成年が半数程度である。また、アルコールや薬物を使用されている場合もあり、薬剤による一過性健忘のため事件の記憶がないと立件・起訴に繋がらないなどの問題がある。法医学者としては、証拠能力を担保した薬物分析体制の構築に尽力している。

### ○やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」

山口県男女共同参画相談センターに2017年1月に設置され、24時間ホットラインで対応している。

### ○おわりに

臨床法医学では、医療者はもちろん、警察、検察、児童相談所職員、弁護士、保険会社、消防、NPO関係者、マスコミ関係者、場合によってはご遺族等、生きている人との接触がかなり多く、ストレスも多い。しかし、暴力や犯罪がなくなり、すべてのひとが安心して安全に暮らせる日がいつか来ることを究極の目標に、地道に誠実に取り組んでいきたい、と締めくくられた。

[文責：黒川 典枝]

### 特別企画「子どもをみまもる現場より」

今回、女性のキャリア形成及び社会参画の観点から、お二人の講師をお招きした。

### 少年鑑別所での経験から

山口少年鑑別所所長 内田 桂子

冒頭、「少年鑑別所と少年院は違います。」と内田所長がおっしゃった。私はその違いを知らなかった者の一人である。

### ○少年鑑別所とは

ある未成年の行動が非行であると警察などで認知されたとする。本当にその行動があったのかを確認し、非行の内容やその背景にある問題に応じた処分を家庭裁判所で決定するのが「審判」である。

簡単に言えば、その審判を受ける前の居場所が少年鑑別所である。少年鑑別所の業務には大きく分け3つ、①鑑別 ②観護処遇 ③地域援助がある。

### ○山口少年鑑別所

県内唯一の少年鑑別所である。29名の定員だが、全国の傾向と同じく年間の収容人数は減少している。初めて収容される者、窃盗（万引きなど）の非行名で収容される者が多い。

### ○鑑別

平成29年版犯罪白書に、鑑別とは「非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう」とある。

少年鑑別所での生活と並行し、非行とされた行動や生育歴について調査する。日ごろの生活も観察するが、日記をつけさせたり、漫画を描かせたりして、そこから行動観察する。絵画統覚検査（TAT）などの心理検査を行う。平成25年から運用されている再非行可能性を評価する法務省ケースアセスメントツール（MJCA）も使用し、鑑別結果通知書を作成していく。これは、審判だけでなく、今後の本人・周囲の対応の仕方にも利用される。同じ窃盗という行いで収容されていても、一人ひとりの持つ問題性は違う。対応も異なる。

### ○観護処遇

審判までの約1か月の間、少年鑑別所の中で規則正しく生活する。今までの環境を遮断することが本人の保護となる。内省の時間を得ることもなる。何もすることがない。スマホもない。今まで読んだことのない本を手に取り、自分を省みる。だれかが一緒に振り返ってくれる。

### ○地域援助

「法務少年支援センター」として、一般住民や関係機関からの心理相談に応じている。

### ○収容者の傾向

被害体験が多く、他人を信じられない。失敗を繰り返し、よい自己イメージを作れなくなっている。本当は困っているのに、その困り感を表現できず、反応が小さく働きかけても甲斐がない。相手を試そうとパワーゲームを仕掛ける。それに乗らず、本人が表現しないところに隠されたものを感知することが大切と考える。

**子どもの育ちを支えるために****下関市こども発達センター診療所****所長 大賀 由紀**

## ○道のり

小児の心身症に興味があった。保健所に勤務しながらの子育てであったが、やはり臨床をしたかった。保健所に相談室を作り、心身症の背景に発達障害の存在を実感した。やっと病院小児科に勤務した。その 10 年の間に、子どもたちが成人した後の医療を勉強したくなった。こころの医療センターに 2 年勤務した後、現職となった。

## ○下関市こども発達支援センター診療所

同センターでは通所・療育・相談支援事業を展開している。平成 27 年に診療所を開設、2 年半に約 680 名を診療している。発達支援センターからの受診が 3 割以上あり、そのためか乳幼児（0～6 歳）が 6 割以上を占める。初診時診断は発達障害が多い。

## ○大切にしていること

発達障害の特徴の現れ方やその経過は、一人ひとり異なる。環境により、特性が強くなる子もあれば、目立たない子もいる。環境相互作用が個性を一層多様化し、関わりを難しくさせる。子どもをとりまく環境をしっかり評価するため、家族

や地域の情報を得る。そのためにも、本人・家族との関係作りが大切である。

保護者は「発達障害と診断されたらどうしよう。」と不安に思いながら受診する人もいる。医療との関係が途絶えぬよう、受診に意味があると感じてもらえるよう配慮している。また、発達障害と診断されることで、関わり方の共通認識が得られ、二次障害を予防できる。子どもの将来を見通すことで、保護者の不安を軽減できる。育て方が障害の原因ではないと保護者に理解してもらい、自責の念を持たずに子と関われるよう支援する。親も自尊心を回復し、子育てに前向きになってもらえる。

家族支援を含めた発達支援は、障害のある子どもと家族のエンパワメントである。

青年期や高齢の発達障害の方々と関わる者として、乳幼児期から発達障害の子・家族と関わり早期から支援する意義を、大賀先生の穏やかな表現の中に感じた。大賀先生は移行期支援も視野に入れておられ、早期・長期の関わりに対する先生のパッションを感じた。この分野でも多職種・多機関連携は重要である。

[文責：前川 恭子]

## 表紙写真の募集

山口県医師会報の表紙を飾る写真を随時募集しております。

アナログ写真、デジタル写真を問いません。

ぜひ下記までご連絡ください。

ただし、山口県医師会会員撮影のものに限ります。

〒753-0814 山口市吉敷下東3-1-1 山口県医師会広報・情報課

E-mail : [kaihou@yamaguchi.med.or.jp](mailto:kaihou@yamaguchi.med.or.jp)